

都留市議会議員選挙のお知らせ

選挙に関する禁止事項

立候補予定者説明会を開催します。

立候補の届け出が正確かつ迅速に行われるよう、立候補の手続き、選挙運動、選挙公営などについて説明を行う、「都留市議会議員選挙の立候補予定者説明会」を次のとおり開催します。立候補を予定している方や関係者は出席してください。

なお、会場の都合により候補者ごと3名以内の出席者でお願いします。

日時 3月25日(金)14時～

場所 市役所3階 大会議室

選挙公報が発行されます。

選挙公報は、候補者の氏名、経歴、政見などが掲載され、候補者を選ぶうえで参考となるものです。

市選挙管理委員会では、市議会議員公報を発行します。この選挙では、4月20日(水)以降の各紙朝刊に折り込み、配付する予定です。

なお、新聞未購読世帯、新聞折り込みされなかった世帯は、市役所、各コミュニティセンターなどの公共施設に備えておきますのでご利用ください。

政治家の寄附禁止

政治家(候補者、候補者となろうとする者及び現に公職にある者)は、寄附をすると処罰されます。

政治家が選挙区内にある者に対して寄附をすること(政党や親族に対するもの及び政治教育集会に関する必要やむを得ない実費の補償は除く。ただし、上記実費の補償のうち、食事や食料の提供は禁止され、罰則の対象となります)は、いかなる名義をもってするものであっても禁止されており、次のものを除きすべて罰則の対象となります。

①政治家本人が自ら出席する結婚披露宴における祝儀

②政治家本人が自ら出席する葬式や通夜における香典
なお、政治家以外の者が、政治家名義の寄附をすることも罰則をもって禁止されています。

政治家に対する

寄附の勧誘・要求の禁止

有権者が、威迫してあるいは政治家を陥れる目的で寄附を求めると処罰されます。

政治家に対し、寄附を出すように勧誘や要求をすることも禁止されています。

政治家に威迫してあるいは政治家の当選または被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求を求めると処罰されます。政治家名義の寄附を求めることも同様です。

後援団体の寄附の禁止

後援団体が、花輪、香典、祝儀などを出すと処罰されます。

後援団体が、花輪、供花、香典、祝儀その他これらに類するものをしたり、後援団体の設立目的により行う行事や事業に関する寄附以外の寄附を求めると処罰されます。

年賀状などの あいさつ状の禁止

政治家は、年賀状などのあいさつ状を出すことが禁じられています。

政治家は、選挙区内にある者に対し、答礼のための自筆によるものを除き、年賀状、暑中見舞状などの時候のあいさつ状(電報などを含む)を出すことは禁止されています。

あいさつを目的とする 有料広告の禁止

政治家や後援団体が、有料のあいさつ広告を出すと処罰されます。

政治家や後援団体が、選挙区内にある者に対するあいさつを目的として、新聞、雑誌、テレビ、ラジオなどにより、有料の広告を出すとは処罰されます。

なお、政治家や後援団体に対し、あいさつを目的とする有料広告を求めることも禁止されており、威迫して求めると処罰されます。

■ルールを守って明るくきれいな選挙を実現しましょう。

